

2020年(令和2年)5月29日

香川県弁護士会(香川県弁護士会館)
事務局の窓口及び電話対応時間の短縮延長につき
まして

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一つとして、4月20日(月)より5月29日(金)までの予定で、当会事務局の各窓口及び電話対応時間の開始時間と終了時間を下記のとおり短縮しておりましたが、この措置をさらに6月末日まで延長することといたしました。

ご不便をおかけすることとなりますが、何とぞご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 弁護士会事務局窓口及び電話対応時間

⇒高松：10時～12時、13時～16時

丸亀：13時～16時

2. 短縮期間：6月1日(月)から6月30日(火)までを予定し

ておりますが、状況に応じて短縮等変更の可能性がございます。

以上